

尙危若能廻聖慈、矜臣深志、賜以優閑、任其將息、則再造之恩更渥、三舍之惠彌深、豈敢偏惜衰朽之身、唯貪久視、太平之化、伏願陛下別垂哀許、不省焉、

〔大鏡二太政大臣良房略〕太政大臣良房のおとゞは、中文德天皇のをぢ、太皇太后宮明子の御ち、清

和天皇の御祖父にて、太政大臣准三宮位にのぼらせ給ひ、年官年爵の宣旨くだり、攝政關白なごし給ひて、十五年こそはおはしましたれ、おほかた公卿にて卅年、大臣の位にて廿五年をおはせし、此殿ぞ藤氏のはじめて太政大臣攝政し給ふ、めでたき御ありさまなり、

〔平家物語一〕がくうちろんの事

本朝にどうていの例を尋ぬるに、清和天皇九さいにして、文德天皇の御ゆづりをうけさせ給ふ、それはかの周公旦の成王にかはり、南面にして一日萬機の政事ををさめ給ひしになぞらへて、外祖忠仁公幼主をふぢし給へり、これぞ攝政の始なる、

〔愚管抄三〕さて文德の王子にて清和出來給ふ、略中一歳にて東宮にたゝせ給ひけり、九歳にて位に即せ給ひければ、幼主の攝政は日本國にはいまだなければ、漢家の成王の御時の周公旦の例をもちゐて、母后のてゝにて、忠仁公良房を初て攝政におかれけり、其後攝政關白といふことは出來たる也、それも始はたゞ内覽の臣に置いて、誠しく攝政の詔下さるゝ事は、七年をへて後、貞

觀八年八月十九日にて有けるとぞ日記には侍なる、

〔愚管抄三〕忠仁公、原藤原清和の御門が日本國の幼主の初にて、外祖にて初て攝政におかれて後、この攝政の家々、帝の外祖外舅ならん、大臣のあらん必々執政の臣なるべき道理は、ひしど作りかためたる道理にて、一度もさなき事はなし、

〔職原抄上〕攝政略中清和天皇幼而即位、外祖忠仁公、原藤原奉文德遺詔而攝政、是本朝以人臣爲攝政之初也、爾來彼一門爲執政之臣、